

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【公開番号】特開2018-153218(P2018-153218A)

【公開日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2018-038

【出願番号】特願2017-49921(P2017-49921)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 2 6 C
A 6 3 F	7/02	3 2 6 A
A 6 3 F	7/02	3 2 6 G
A 6 3 F	7/02	3 2 6 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月26日(2020.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

予め定められた制御条件の成立に基づいて遊技者に有利な特別遊技状態に制御可能な遊技機において、

枠状の基枠部と、前記基枠部の前面側に位置する前枠部とを含む遊技機枠を備え、  
前記遊技機枠は、

当該遊技機枠の内部に設けられている所定の領域を視認可能にする窓部材と、

前記窓部材よりも上方に位置していて当該遊技機枠の上部を装飾する上部装飾部と、  
を備え、

前記上部装飾部は、所定の特定部分を前記窓部材の上方部分よりも上方に形成している  
ことで、前記窓部材の上方部分の後方を視認できるように構成されていることを特徴とする  
遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、

前記上部装飾部は、

その下端部が後方に向かうに従って上方に位置するように形成されたものであり、

前記下端部のうち前側に位置する前側下端部分と、前記下端部のうち後側に位置する  
後側下端部分と、を備え、

前記前側下端部分が前記窓部材の上方部分よりも下方に位置している一方、前記特定  
部分としての前記後側下端部分が前記窓部材の上方部分よりも上方に位置しているもので  
あることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項2に記載の遊技機において、

前記上部装飾部は、前記下端部の少なくとも一部を、後方に向かって斜め上方に延びる  
傾斜面にしていて、

前記傾斜面に沿って後方に向かって斜め上方に延びる仮想直線が、前記窓部材の上端位  
置と一致する又は略一致するように延びていることを特徴とする遊技機。

**【手続補正2】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0005**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0005】**

しかしながら上記文献に記載の遊技機のように、近年の上部装飾部には、枠可動部材が配置されたり、大きな装飾部材や発光部材等が配置されることで、上部装飾部が大型化する傾向がある。そのため、上部装飾部の下端部により、窓部材の上方部分の後方を視認難いおそれがあった。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0006**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0006】**

本発明は上記事情に鑑みてなされたものである。すなわちその課題とするところは、窓部材の上方部分の後方を視認し易くすることが可能な遊技機を提供することにある。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0007**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0007】**

本発明の遊技機は、

予め定められた制御条件の成立に基づいて遊技者に有利な特別遊技状態に制御可能な遊技機において、

枠状の基枠部と、前記基枠部の前面側に位置する前枠部とを含む遊技機枠を備え、  
前記遊技機枠は、

当該遊技機枠の内部に設けられている所定の領域を視認可能にする窓部材と、  
前記窓部材よりも上方に位置していて当該遊技機枠の上部を装飾する上部装飾部と、  
を備え、

前記上部装飾部は、所定の特定部分を前記窓部材の上方部分よりも上方に形成している  
ことで、前記窓部材の上方部分の後方を視認できるように構成されていることを特徴とす  
る遊技機である。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0008**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0008】**

本発明の遊技機によれば、窓部材の上方部分の後方を視認し易くすることが可能である  
。